

省電力設備導入緊急支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する省電力設備導入緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）については栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び省電力設備導入緊急支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 実施要領第3に規定する事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対し、県は予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 県が交付する補助金の名称は、省電力設備導入緊急支援事業補助金とする。
- 3 この補助金は、事業所における照明及び空調の省電力設備への更新を支援することで、県内の温室効果ガス排出量を削減すると同時に、事業者による電気使用量削減を図り、電気料金等が高騰する中での事業継続を支援することを目的とする。
- 4 この補助金の交付の相手方は、中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 県税の滞納がないこと
 - (2) 暴力団排除に係る誓約ができること
- 5 この補助金の交付の対象設備は、照明設備及び空調設備のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 未使用品であること
 - (2) 電気使用量を計測する機器（更新対象設備の使用量のみを計測するもの）を備えること
- 6 この補助金の補助対象経費及び補助率（額）は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 県税に滞納がないことの証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの）
- (6) 事業所の所有者の承諾書（事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合）
- (7) 法人登記事項証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの。但し、個人事業主である場合は税務署へ提出した開業届もしくは所得税の申告書の写し）
- (8) 役員名簿
- (9) 事業実施前後の設備能力や規格が分かる資料
- (10) 事業の所要額の内訳が分かる資料（原則3者以上の見積書を徴取すること）
- (11) 現行設備の設置状況写真及び設置位置図
- (12) 補助事業者の概要が分かる資料（会社案内、パンフレット等）

(13)電気使用量削減率計算シート

(14)前各号に掲げるもののほか、その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。
- 3 補助金の交付の申請は、同一事業者につき同一年度内に照明及び空調各一回限りとする。
- 4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

（補助金交付申請の受付等）

第4条 知事は、補助金交付申請書を先着順に受け付けるものとする。

- 2 知事は、補助金交付申請が予算の範囲を超えた場合は、超えた日をもって受付を終了する。
- 3 予算を超えた日の申請については、予算の範囲内で電気使用量削減率が高いものから順に受け付けるものとする。

（事業の着手）

第5条 補助事業者は、第4条に規定する通知後、速やかに事業（以下「補助対象事業」という。）に着手しなければならない。

（状況報告）

第6条 補助事業者は、知事の求めに応じ、補助対象事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

（補助対象事業の内容の変更等）

第7条 補助事業者は、第4条第1項に規定する通知後、補助対象事業のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとする際は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第5号）に事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による申請金額の増額は認めないものとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

(2) 補助対象事業に要する経費について別表に掲げる経費区分ごとの配分の変更（総事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ第4条第1項の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助対象事業の廃止）

第8条 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ第4条第1項の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業実績書（様式第8号）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 事業実施後の設備位置図
- (5) 事業実施後の設備の設置状況が分かる写真
- (6) 設備の確定仕様書（契約書等）
- (7) 事業費の支払いが分かるもの（現金払いしたことが分かる領収書の写し又は振込み払いしたことが分かるもの）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第10号）により、補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の補助金請求書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。
- 3 知事は、第一項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

2 補助事業者は、前項の収支簿等を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(設備改修後の状況報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から1年間の更新設備における電気使用量について、同日から1年を経過した日以後30日以内に、導入効果報告書（様式第11号）により知事に報告しなければならない。

(設備の適正管理)

第14条 補助事業者は、設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（次条において「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、対象設備毀損（滅失）届出書（様式12号）により知事に届け出なければならない。

（取得財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ知事にその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認申請する場合、対象設備処分承認申請書（様式13号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は、知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

（その他）

第16条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4（2022）年8月12日から施行する。

別表

補 助 対 象 経 費		補助率（額）
経費区分	内 容	
設 計 費	事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（消費税等及び事業計画書作成のための基本設計費を除く。）	左に掲げる経費の合計が100千円以上の事業を対象とし、補助率は当該合計の3分の1以内（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、1,000千円を限度とする。
機械装置等 購 入 費	事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕及び据え付け等に要する経費（消費税等、土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）	
工 事 費	事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費（消費税等、処分費用、建屋の新築及び増築等に係る経費を除く。）	

様式第1号（交付要領第3条関係）

省電力設備導入緊急支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栃木県知事

様

所在地

名 称

代表者

年度において省電力設備導入緊急支援事業（照明LED化・空調設備高効率化）を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

(2) 事業の目的

様式第2号（交付要領第3条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

事業を実施する事業所の名称及び所在地			
資本金の額又は出資の総額	円	従業員数	人
業種			
環境認証の取得状況			
担当者名			
電話番号		F A X	
メールアドレス			

2 事業概要

3 実施計画

(1) 現行及び事業実施後の設備の電気使用量及び二酸化炭素排出量

	設備 (メーカー・型式等)	台数 (C)	1台当たり 消費電力 (D)	年間使用 日数 (E)	1日当たり 使用時間 (F)	年間電気 使用量 (C) × (D) × (E) × (F)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
現行				日	時間	(G)	
実施後				上記と同じ		(H)	
電気使用量削減率 (1-(H)/(G))							
照明のLED化 (要件:おおむね50%以上)				空調の高効率化 (要件:おおむね20%以上)			

上記算出根拠の詳細記入欄

(注1) 年間使用日数、1日当たり使用時間等の根拠を記入する。

(2) 事業費

様式第3号3支出明細（事業費用の配分）のとおり。

(3) 事業実施スケジュール

	年月	年			
項目		月	月	月	月
1					
2					

(4) 事業開始・完了予定年月日

(注2) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入する。

様式第3号（交付要領第3条関係）

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円 円	
計		

（注1） 借入金がある場合には、調達先の金融機関や会社を備考欄に記載すること。

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
	円 円	
計		

3 支出明細（事業費用の配分）

費目	事業に要する費用		補助対象経費	補助金交付申請額
	金額	内容	金額	
設計費				/
(小計)				/
機械装置等 購入費				/
(小計)				/
工事費				/
(小計)				/
合計				/
消費税				/
総計				/

（注2） 補助金交付申請額の合計は補助対象経費合計の1/3以内の額を記載し、1,000円未満の端数は切り捨てる。

誓約書

私は、省電力設備導入緊急支援事業補助金の交付申請にあたり下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) (1) から (5) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2) から (6) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

年 月 日

(宛先)

栃木県知事

様

住 所

名 称

代表者氏名^(ふりがな)

様式第5号（交付要領第7条関係）

省電力設備導入緊急支援事業変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事

様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた省電力設備導入緊急支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

注) 変更の内容については、事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

様式第6号（交付要領第8条関係）

省電力設備導入緊急支援事業廃止承認申請書

年 月 日

栃木県知事

様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた省電力設備導入緊急支援事業を次のとおり廃止したいので、承認されるよう申請します。

1 廃止の理由

様式第7号（交付要領第9条関係）

実績報告書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた省電力設備導入緊急支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第8号（交付要領第9条関係）

事業実績書

1 申請者の概要

事業を実施する事業所の名称及び所在地			
資本金の額又は出資の総額	円	従業員数	人
業種			
環境認証の取得状況			
担当者名			
電話番号		F A X	
メールアドレス			

2 事業概要

3 実施実績

(1) 現行及び事業実施後の設備

	設備 (メーカー・ 型式等)	台数 (C)	1台当たり 消費電力 (D)	年間使用 日数 (E)	1日当たり 使用時間 (F)	年間電気 使用量 (C) × (D) × (E) × (F)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
現行				日	時間		
実施後				上記と同じ			

(2) 事業費

様式第9号3支出明細（事業費用の配分）のとおり。

(3) 事業実施スケジュール

	年月	年				
項目		月	月	月	月	
1						
2						

(4) 事業開始・完了年月日

様式第9号（交付要領第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
計		

（注1） 借入金がある場合には、調達先の金融機関や会社を備考欄に記載すること。

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
計		

3 支出明細（事業費用の配分）

費目	事業に要する費用		補助対象経費	補助金交付申請額
	金額	内容	金額	
設計費				/
（小計）				/
機械装置等 購入費				/
（小計）				/
工事費				/
（小計）				/
合計				
消費税				/
総計				/

（注2） 補助金交付申請額の合計は補助対象経費合計の1/3以内の額を記載し、1,000円未満の端数は切り捨てる。

様式第 10 号 (交付要領第 11 条関係)

補助金請求書

金 円

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で額の確定の通知があった省電力設備導入緊急
支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

※ 補助金振込先金融口座は、別添通帳の写しのとおり。

導入効果報告書

貴県から補助金交付を受けて実施した事業について、省電力設備導入緊急支援事業補助金交付要領第13条に基づき、導入効果を次のとおり報告します。

1 事業実施者

事業実施者	事業者	名称			
		代表者名			
実施場所	事業所名称				
	事業所所在地				
連絡先	所属名		電話		
	氏名		FAX		
			E-mail		

2 補助概要

補助金額	円	導入設備稼働年月日	年	月	日
------	---	-----------	---	---	---

3 導入効果

区分		導入前1年間	導入後1年間	効果
対象設備 単体	年間電気使用量	kWh	kWh	0 kWh
	CO2排出量	t-CO2/ 年	t- CO2/ 年	t- 0 CO2/ 年

※(裏面)4 電気使用量の月別状況を基に、電気使用量削減率計算シートを 活用して算出すること。

効果がマイナスとなった理由	(導入効果がマイナスとなった場合のみ記載すること)
---------------	---------------------------

(裏)

4 電気使用量の月別状況

	補助対象設備の電気使用量(kWh)	
	導入前1年間	導入後1年間
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
計	0	0

※メーターの数値が分かる写真を撮影し添付すること。

様式第 12 号（交付要領第 14 条関係）

対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

名称

代表者

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった省電力設備導入緊急支援事業補助金において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
- 2 毀損（滅失）の時期
年 月 日
- 3 毀損（滅失）の原因
- 4 今後の方針（修繕、買換など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

名称

氏名

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付決定のあった省電力設備導入緊急支援事業補助金において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

有償譲渡 無償譲渡 交換 有償貸付
 無償貸付 担保
 廃棄 その他（具体的に ）

3 処分の時期（予定）

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

(参考様式)

省電力設備導入緊急支援事業実施状況報告書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け気対第 号で交付決定を受けた省電力設備導入緊急支援事業の実施状況を、
下記のとおり報告します。

記

- 1 事業着手日
- 2 事業完了予定日
- 3 更新前設備・機器の状況

設備の種類	製品仕様、型式	製造番号	導入年月	備 考

4 添付資料

- (1) 補助対象事業にかかる契約書、注文請書又は注文書の写し
- (2) 上記3で記載した製造番号がわかる画像
- (3) 空調機器を更新する場合
 - ①更新前の機器に設置時に充填されていた冷媒種と冷媒の量がわかるカタログ等
 - ②更新前機器のフロン回収に伴う「工程管理票の引取証明書（E票）」の写し及び更新後機器の試運転に伴う「冷媒漏えい点検記録簿」の写し

電気使用量削減率計算シート【照明のLED化・空調の高効率化】

	補助事業前	補助事業後(見込)
A 設備の年間電気使用量 (kWh)	0.00	0.00
B 電気使用量削減量 (kWh)		0.00
C 電気使用量削減率 (%)		0.00%
A 設備のCO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)	0.00	0.00
B CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)		0.00
C CO ₂ 排出削減率 (%)		0.00%

※別シートから数値が転記されますので、入力不要です。

2022年用≪補助事業前≫電力使用量削減率計算シート【照明のLED化・空調の高効率化】

※空白のセルに更新前の設備が年間に使用する全燃料等の使用量を入力してください。

電気及び燃料種別	年間使用量	単位当たり発熱量	発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量	
買電(自家発電分を除く)		千kWh	9.97 GJ/千KWh	0.00 GJ	0.447 t-CO ₂ /千KWh	0.00 t-CO ₂
ガソリン		kL	34.6 GJ/kL	0.00 GJ	0.0183 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
灯油		kL	36.7 GJ/kL	0.00 GJ	0.0185 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
軽油		kL	37.7 GJ/kL	0.00 GJ	0.0187 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
A重油		kL	39.1 GJ/kL	0.00 GJ	0.0189 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
B・C重油		kL	41.9 GJ/kL	0.00 GJ	0.0195 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
液化石油ガス(LPG)		t	50.8 GJ/t	0.00 GJ	0.0161 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
天然ガス(液化天然ガスを除く。)		千m ³	43.5 GJ/千Nm ³	0.00 GJ	0.0139 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
都市ガス		千m ³	44.8 GJ/千Nm ³	0.00 GJ	0.0136 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
合計			発熱量	0 GJ	排出量	0.00 t-CO ₂
原油換算値(発熱量の合計×換算係数)			0.0258 kL/GJ	0 kL		

2022年用「補助事業後」電力使用量削減率計算シート【照明のLED化・空調の高効率化】

※空白のセルに更新後の設備が年間に使用する全燃料等の使用量を入力してください。

電気及び燃料種別	年間使用量	単位当たり発熱量	発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量	
買電(自家発電分を除く)		千kWh	9.97 GJ/千kWh	0.00 GJ	0.447 t-CO ₂ /千kWh	0.00 t-CO ₂
ガソリン		kL	34.6 GJ/kL	0.00 GJ	0.0183 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
灯油		kL	36.7 GJ/kL	0.00 GJ	0.0185 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
軽油		kL	37.7 GJ/kL	0.00 GJ	0.0187 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
A重油		kL	39.1 GJ/kL	0.00 GJ	0.0189 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
B・C重油		kL	41.9 GJ/kL	0.00 GJ	0.0195 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
液化石油ガス(LPG)		t	50.8 GJ/t	0.00 GJ	0.0161 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
天然ガス(液化天然ガスを除く)		千m ³	43.5 GJ/千Nm ³	0.00 GJ	0.0139 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
都市ガス		千m ³	44.8 GJ/千Nm ³	0.00 GJ	0.0136 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
合計			発熱量	0 GJ	排出量	0.00 t-CO ₂
原油換算値(発熱量の合計×換算係数)			0.0258 kL/GJ	0 kL		